⑶　船員の治療と就業の両立支援に関する制度及び体制の整備等

船舶所有者は、安全衛生委員会等における調査及び審議並びに労使及び産業保健スタッフとの連携を通じて、以下のとおり、休暇制度及び勤務制度を始めとする船員の治療と就業の両立支援に関する制度及び当該制度の実施体制の整備等を行う。

①　休暇制度及び勤務制度の整備等

船員の治療に必要な時間の確保及び船員の負担の軽減のためには、その就業時間に制限を設けることが必要な場合もあることから、船員の勤務の実情に応じ、以下のような休暇制度及び勤務制度を整備すること等が望ましい。

ア　傷病休暇及び病気休暇制度

船員の入院又は通院のために、船員法に規定する有給休暇とは別に、船舶所有者が船員に対して自主的に付与する休暇に関する制度。当該制度を整備する場合は、当該休暇の取得条件、取得中の処遇（給料の支払いの有無等）等について定める必要がある。

イ　勤務制度等

㋐　時差出勤制度

船舶に乗り組むための通勤が日常的に発生する船員について、その通勤に係る負担の軽減を図ることを目的として、始業及び終業の時刻を変更する制度

㋑　短時間勤務制度

療養中又は療養後の船員について、その就業上の負担の軽減、通院時間の確保等を図ることを目的として、労働時間を短縮する勤務制度

㋒　航海期間に対する配慮に関する措置

船舶所有者が複数の船舶を所有する場合に、療養中又は療養後の船員について、その就業上の負担の軽減を図ることを目的として、より短期間の航海に従事する船舶に配乗させる措置

②　船員から治療と就業の両立支援を必要とする旨の申出があった場合の対応手順及び関係者の役割の整理

船員本人からの治療と就業の両立支援を必要とする旨の申出に対し、円滑に対応することができるよう、その対応に係る手順に加えて、船舶所有者の産業保健スタッフ及び人事労務担当者並びに当該船員の周囲の同僚及び上司等の関係者の役割をあらかじめ整理しておくことが望ましい。

③　関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり

船員の治療と就業の両立支援を適切に行うためには、当該船員本人の同意を得た上で、その主治医並びに船舶所有者の産業保健スタッフ及び人事労務担当者が、互いに当該支援に必要な情報を共有し、連携することが重要である。

特に、当該船員の治療の状況、心身の状態、就業の状況等を踏まえつつ、その主治医及び産業医等の意見を勘案した上で、その就業継続の可否の判断、必要な就業上の措置及び治療に対する配慮を適切に行う必要があるため、当該船員からその主治医に対して就業状況に関する情報を適切に提供するための様式及び当該船員が長期間の航海中においても治療を継続するに当たり、あらかじめ適切な量の薬剤の処方を円滑に受けるための様式を定めておくことが望ましい。

④　船長等に対する研修

船員の治療と就業の両立支援のための制度及び体制の実効性を確保するため、船長等の管理職に対し、当該制度及び体制に関する研修を行うことが望ましい。

⑷　船舶内外の連携等

船舶所有者が船員の治療と就業の両立支援を行うに当たり、船舶所有者及び船員は、必要に応じて、当該船舶所有者の産業保健スタッフ及び当該船員の主治医に加え、当該主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等と連携することも考えられる。

一方で、海上においては、医療機関へのアクセスが物理的に制限されることから、船員がこれらの関係者との連携を図る際には、インターネットを利用することが考えられる。そのため、船舶所有者は、船内におけるインターネットの利用環境の確保及び改善を図ることが望ましい。

5　船員の治療と就業の両立支援を行うに当たっての留意事項

⑴　船員の安全及び健康の確保

船員の治療と就業の両立支援を行うに当たり、船舶所有者は、その業務の繁忙等を理由として、船員に対し、就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮等の適切な就業上の措置及びその治療に対する配慮を行わないことがあってはならない。

⑵　船員本人による取組

船員の治療と就業との両立には、疾病等を抱えながら働く船員本人が、その主治医の指示等に基づき、治療、服薬、適切な生活習慣の維持等を通じて、当該疾病等の症状の増悪等の防止に適切に取り組むことが重要である。加えて、当該船員は、船舶所有者並びにその産業保健スタッフ及び人事労務担当者等の治療と就業の両立支援の関係者に、自身の病状、服薬歴等に関する情報を適切に共有することが望ましい。

⑶　船員の疾病等又はその治療に対する誤解又は偏見の防止のための配慮

船舶所有者及びその人事労務担当者並びに治療と就業の両立支援を必要とする船員の周囲の同僚及び上司等の関係者は、当該船員の疾病等又はその治療に対する誤解又は偏見が生じないよう、必要な配慮を行うことが必要である。

⑷　船員ごとの特性に応じた配慮

船舶所有者は、治療と就業の両立支援を必要とする船員ごとに、抱える疾病等の症状及び治療方法並びに必要な対応及びその実施期間等が異なることを踏まえ、当該船員ごとの特性に応じた配慮を行うことが必要である。

⑸　船員の個人情報の保護

船員の治療と就業の両立支援を行う上で必要となる船員の健康情報については、慎重な取扱いを要するため、船舶所有者は、船員労働安全衛生規則第31条の２第１項の規定に基づき、船員から健康検査についての医師の診断の結果が記載された書面又は当該書面の写しが提出される場合を除き、原則として、船員本人の同意なくその健康情報を取得してはならない。

また、船舶所有者が取得した船員の健康情報については、第三者への漏えいを防止するため、当該情報を取り扱う者の範囲を限定することその他の必要な措置を講ずることにより、管理体制の整備を図る必要がある。

⑹　船員本人と直接連絡が取れない場合の対応

船舶所有者は、船員本人と直接連絡が取れない場合において、必要に応じて当該船員の家族等と連携し、必要な情報の収集等を行うことが必要である。

⑺　健康検査における船員の主治医の意見の活用

船員が船舶に乗り組む際には健康証明書が必要となるが、現に疾病等の治療を受けている船員が新たに健康検査を受ける場合には、あらかじめ、当該船員の就業に関するその主治医の意見を、当該健康検査を行う医師に伝達することが望ましい。その伝達の方法としては、船舶所有者が定める様式に記載された当該主治医の意見を、当該健康検査を行う医師に提示することが考えられる。